

広報

あいかわ

ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川

2020

(令和2年)

6/1

No.690

緩まないで、
まだ出口とは限らない。

2 新型コロナウイルス感染症対策

支援事業

6 町政情報館

「町営水道の水質
安全・良質が確認されています」ほか

10 6月は土砂災害防止月間

風水害・避難場所マップ

12 ご利用ください！ 町の助成制度

14 町の取り組みを紹介します
愛川トピックス

15 子育てプチポケット
図書カードが当たるお楽しみクイズ

16 インフォメーション

20 あいかわカレンダー

写真／県道514号宮ヶ瀬愛川線

額〉
00万円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためには、引き続き自らの命を守る対策が必要です。町では、町民皆さんの生活や営みを守るために、さまざまな緊急支援事業を盛り込んだ補正予算を編成し、5月8日開催の臨時議会において可決されました。なお、その財源には財政調整基金を活用するほか、特別職の給与減額分(町長20%、副町長15%、教育長10%をそれぞれ3カ月)および町議会議員の報酬減額分(10%を3カ月)などを充てています。

税金などの支払いでお困りの方へ

町税猶予「特例制度」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった場合は、1年間の納付猶予を受けられます。担保は不要で、延滞金もかかりません。猶予期間中の納付や、分割納付も可能です。

- ◎**税目** 令和2年2月～令和3年1月末に納期限が到来する町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(納期限が過ぎている未納分も対象になります)
- ◎**対象** 次の要件を全て満たす個人・法人
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)で、事業などの収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している
 - ・一時に納税を行うことが困難

問 税務課収納班 ☎(内線) 3284、国保年金課収納班 ☎(内線) 3381

国民健康保険税の減免制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少した世帯の国民健康保険税を減免します。令和2年2月～令和3年3月末の納期分が該当となります。

- ◎**対象** 次のいずれかに該当する世帯
 - ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯(主たる生計維持者が、次の全てに該当すること)
 - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下
 - ・事業収入などが前年と比較して30%以上減少する見込みである
 - ・「減少することが見込まれる事業収入など」以外の前年所得が400万円以下
- ◎**減免額** 対象①は全額免除、対象②は一部減免(詳しくは町ホームページをご覧ください)

問 国保年金課収納班 ☎(内線) 3382

「いのちを守る基金」を創設 皆さんの善意をお願いします

感染症に係る地域経済対策や予防対策を緊急的かつ迅速に行うため、関連する施策に活用可能な「いのちを守る基金」を創設しました。基金の創設にあたり、役場本庁舎、ラビンプラザ、レディースプラザに募金箱を設置しましたので、皆さんのご協力をお願いします。

※証明書(領収書)の発行をご希望の場合は、手続きが必要になりますので、募金箱には入れずに財政課へお持ちください。

問 財政課財政班 ☎(内線) 3292

介護保険料の減免制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している65歳以上の方の、介護保険料を減免します。令和2年2月～令和3年3月末の納期分が該当となります。

- ◎**対象** 次のいずれかに該当する方
 - ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方、事業などを廃止または失業した方
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などが前年より30%以上減少する見込みであり、「減少することが見込まれる事業収入など」以外の前年所得が400万円以下である方
- ◎**減免額** 対象①は全額免除、対象②は一部減免(詳しくはお問い合わせください)

問 高齢介護課介護保険班 ☎(内線) 3332

新型コロナウイルス感染症対策 支援事業

〈総
2億4,5

※5月22日現在の情報です。最新の情報は
町ホームページをご覧ください。担当課
へお問い合わせください。

皆さんの生活を守るための支援

水道基本料金を減額しています

町営水道区域の水道基本料金を減額しています。手続きは不要です。

- ◎対象 町営水道を使用している全ての方
- ◎減額内容 令和2年5月～8月の検針分(4カ月分)の基本料金を50%減額

問水道事業所業務班 ☎(内線) 3486

県営水道でも減額の措置があります。手続きは不要です。

対象 町内で県営水道を使用している全ての方
減額内容 令和2年5月～8月の検針分(4カ月分)の水道料金を10%減額

問厚木水道営業所 ☎046(224)1111(代表)

ひとり親家庭などへ支援金を支給しています

児童扶養手当の受給世帯を対象に、1世帯当たり一律2万円を支給しています。

- ◎対象 令和2年4月分の児童扶養手当を受給している世帯
- ◎申請 5月中旬に、対象の世帯へ申請書を郵送していますので、8月31日(月)までに同封の封筒で返信してください。
- ◎支給時期 5月下旬から支給を開始しています。

問子育て支援課子ども福祉班 ☎(内線) 3365

準要保護世帯へ給食支援金を支給します

準要保護世帯を対象とした、小・中学生1人当たり一律1万円の支給は、7月から開始予定です。

問教育総務課学校教育班 ☎(内線) 3613

「次亜塩素酸水」を無料で配布しています

安全性が高く、除菌効果が期待できると言われており、手洗いや食器の洗浄などに使用できます。

6月から下記のとおり配布日を変更するほか、配布量を1人当たり1,000mlに増量します。

- ◎配布日時 「5」と「0」のつく日(5・10・15・20・25・30日) 午前10時～午後4時
- ◎配布場所 文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ
- ◎持ち物 洗淨したペットボトルなどの容器(1人当たり1,000mlまで)

問危機管理室危機管理班 ☎(内線) 3782

国事業 特別定額給付金

4月27日時点で町の住民基本台帳に登録されている方に、1人当たり10万円を支給しています。5月14日に申請書類を郵送していますので、まだ申請していない方は、早めに申請をお願いします。受付期間は8月14日(金)までです。

問愛川町特別定額給付金専用ダイヤル ☎046(206)1300

国事業

児童1人につき1万円の臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯(特例給付世帯は除く)へ、児童1人当たり1万円を支給します。申請は不要です(公務員は除く)。支給時期など、詳しくは5月に郵送したお知らせをご覧ください。

公務員の方は、所属庁の証明を受けた申請書を9月30日(水)までに提出してください(郵送可)。

問子育て支援課子ども福祉班 ☎(内線) 3362

特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください!

国や町からメール・電話をすることはありません!

特別定額給付金などについて、国や町からメールを送ることはありません。また、電話で口座番号や暗証番号などを問い合わせることもありません。

もし、「新型コロナウイルス感染症」「10万円」「特別定額給付金」といった電話やメールがあっても、銀行名や口座番号、暗証番号は教えないようご注意ください。



事業者の営みを守るための支援

中小企業・個人事業者へ支援金を支給します

業種を問わず、事業全般に広く使える給付金を支給します。国では売上減少率50%以上を対象としています。町では売上減少率30%以上まで対象を拡大し、より広い範囲の事業者を支援します。

◎支給額 一律20万円

◎対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から5月のうち、いずれか1カ月の売上が前年同月比で30%以上減少した、町内に事業所を有する中小企業・個人事業主

◎申請方法 8月31日(月)までに申請書類を商工観光課へ郵送。詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問 愛川町中小企業・個人事業者支援金専用ダイヤル
☎046(281)9994または☎(内線)3840、3841

継続運営が必要な民間施設へ支援金を支給します

高齢者や子供などの生活を支えるため、感染症のリスクを背負いながら施設運営を継続している介護施設や医療機関、民間保育施設・幼稚園、障がい者支援施設などへ、支援金を支給します。

◎支給額 病院は30万円、診療所・薬局・利用定員50人以上の施設は10万円、利用定員50人未満の施設は5万円

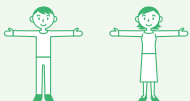
◎申請期限 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除された日から1カ月後まで

◎支給時期 申請から約20日後

問 健康推進課健康づくり班☎(内線)3342
子育て支援課子ども保育班☎(内線)3362
高齢介護課介護保険班☎(内線)3333
福祉支援課障害福祉班☎(内線)3352

新型コロナウイルスに打ち勝つ!

「3密」を避ける



両手を広げた間隔プラスアルファがソーシャル・ディスタンス

外出自粛



生活に必要な外出以外は家にしましょう

せき 咳エチケット



マスクをしましょう
とっさの咳はハンカチ・袖で口を覆いましょう

手洗い・消毒



帰ったら手洗い
外出先では消毒液で消毒しましょう

国事業 持続化給付金

◎対象 売上高が前年同月に比べて50%以上減少した法人・個人事業主

◎支給内容 法人に最大200万円、個人事業主に最大100万円を支給

◎問い合わせ 「持続化給付金事業コールセンター」

☎0120(115)570

※国では、他にもさまざまな支援制度を設けていますので、経済産業省ホームページをご覧ください。

国事業

日本政策金融公庫の「無利子・無担保融資」

◎対象 業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)

◎内容 信用力や担保によらず一律金利で、融資後3年間で0.9%の金利引き下げを実施する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を行っています。さらに、特に影響の大きい個人事業主(フリーランスを含む)や、売上高が急減した事業者は、「特別利子補給制度」により利子補給が受けられます。

◎問い合わせ 日本政策金融公庫ホームページをご覧ください。か、「事業資金相談ダイヤル」☎0120(154)505へ。

県事業 休業要請などに対する協力金

◎対象 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく県の休業要請などに応じた事業者

◎支給内容 最大30万円を支給

◎申請方法・問い合わせ 神奈川県ホームページをご覧ください。か、「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」☎045(285)0536へ。

県事業 中小企業制度融資

◎対象 売上高の減少率などによって異なります。

・20%以上減少 ①新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)

・15%以上減少 ②新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)

・5%以上減少 ③セーフティネット保証5号

・売上高または粗利が5%以上減少 ④売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】

※①～③は町の認定が必要です。

※①～③には、国などによる利子補給や信用保証料助成が行われます。

◎申請方法・問い合わせ 神奈川県ホームページをご覧ください。か、「金融相談窓口」☎045(210)5695へ。①～③の認定については、町商工観光課商工労政班☎(内線)3522へ。

＼ こんなきこそ！ /

「健康づくり」のポイント



新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の機会が減っています。長く自宅にいと運動不足となり、健康に影響が出る場合があります。日々の健康を維持するためのポイントをまとめました。

体を動かそう！

- ・人混みを避け、一人や少人数で散歩する。
- ・家の中では座っている時間を減らし、家事や足踏みなどで体を動かす
- ・家の中や庭などでできる運動を行う。

ラジオ体操や、「いきいき100歳体操」がおすすめです。愛川町でも「あいかわりフレッシュ健康体操」をYouTubeなどで公開していますので、ぜひご利用ください。

あいかわりフレッシュ健康体操 で検索



食生活と口腔ケアをしっかりと！

体の免疫力を維持するためには、お口の健康を保ち、しっかりと栄養をとることが大切です。

- ・バランスのよい食事を取り、規則正しい生活を心掛ける。
- ・毎食の後と寝る前に歯みがきをする。
- ・食べるときにしっかりとかむ、一人で歌の練習をする、早口言葉を言うなどして、お口の周りの筋肉を保つ。

人との交流を！

心の健康のためには、人との交流や助け合いが大切です。

- ・家族や友人と電話で話す。
- ・家族や友人と、手紙やメール、SNSなどを活用して交流する。
- ・高齢の方は、困ったときに助けを呼べる相手を考えておく。

新型コロナウイルス感染症にかかったかな？と思ったら……

下記の場合は、すぐに「かかりつけ医」または「帰国者・接触者相談センター」にご連絡ください。

- ①強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ②妊婦の方、高齢者の方、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤・抗がん剤を用いている方で、発熱や咳といった風邪の症状がある

上記②以外の方で、咳や発熱といった比較的軽い風邪の症状がある場合は、外出を控え、自宅で休養してください。症状が4日程度続く場合は、必ず「かかりつけ医」または「帰国者・接触者相談センター」にご連絡ください。

帰国者・接触者相談センター
☎045-285-1015 (全日24時間対応)



神奈川県LINE公式アカウント
「新型コロナ対策パーソナルサポート(行政)」

☎健康推進課健康づくり班☎(内線) 3342

6月7日(日)に開催を予定していた「健康フェスタあいかわ2020」と、8月23日(日)に開催を予定していた「愛川町勤労祭野外フェスティバル」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止します。

☎健康推進課健康づくり班☎(内線) 3342
商工観光課商工労政班☎(内線) 3524

「お茶の間通信」6月15日号は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの催しなどが中止となっているため、休刊します。

☎総務課広報・シティセールス班☎(内線) 3321

厚木PCR検査センター(ドライブスルーPCR検査)

感染拡大防止のため、自家用車で来場して車から降りずにPCR検査を受けられる、「厚木PCR検査センター」が設置されています。

◎対象 厚木市、愛川町、清川村在住で、かかりつけの医師からPCR検査が必要と診断され、本人または家族などの運転により来場できる方(1日10人程度)

◎日時 火曜、木曜、日曜の午後1時30分～3時(完全予約制)

◎場所 神奈川県総合防災センター内

◎注意事項 検査には医師の診断が必要です。センターへ直接行っても検査を受けることはできませんので、ご注意ください。また、希望する方の全てが検査を受けられるわけではありません。

☎健康推進課健康づくり班☎(内線) 3343

水道

町営水道の水質
安全・良質が確認されています

町水道事業所工務班 ☎(内線) 3482

水道事業所では、水道法に基づいた水質検査計画を策定し、水質検査を実施しています。

水道法では、清浄な水を供給するため、細菌や化学物質、色や濁り、においなど水質基準に関する検査が義務付けられており、検査の結果、町営水道の水は全ての項目に適合した安全で良質な水道水であることが確認されています。

水道事業所などの名をかたる
業者にご注意ください

水道事業所や県、水道組合などから依頼されたなど、公的機関の名をかたって水質調査や漏水調査に訪問する業者にご注意ください。

水道事業所や県の職員、委託を受けた業者は、身分証明書や受託者証を携帯していますのでご確認ください。

6月1日～7日は水道週間

ほとんどの人が利用できるまでに普及した水道は、健康で文化的な生活を支えるために必要不可欠な生活基盤施設となっています。こうした中で、水道に対する理解を深めてい

ただくため、毎年6月1日から7日までを水道週間として、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業体で広報活動などを実施しています。

第62回水道週間スローガン

「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」

町営水道・下水道料金
「PayPay」「LINE Pay」が使えます！

町営水道・下水道料金の支払いは、6月からスマートフォンの決済サービス「PayPay」「LINE Pay」に対応しました。スマートフォンなどで納入通知書に記載されたバーコードを読み込むことで、24時間・365日、どこでも簡単に支払いをすることができます。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

なお、町税なども「PayPay」「LINE Pay」に対応する予定です。詳しくは決まり次第お知らせします。

協働

令和3年度に実施する
住民提案型協働事業を募集します

町行政推進課協働・行政管理班 ☎(内線) 3245

住民提案型協働事業は、住民活動団体からの提案に基づき、団体と町がそれぞれの特性を生かすことで、地域の公共的な課題をより効果的に解決し、より良い公共サービスの提供などを目指す取り組みです。

町では、皆さんとのパートナーシップによる活力ある協働のまちづくりを目指していますので、多くのご応募をお待ちしています。

◎応募資格 次の要件を全て満たす法人または団体

①町内に活動拠点がある

②会員が5人以上（うち3人以上は町内在住）

③会則を定めている

④適正な会計処理を行っている

◎対象事業 環境美化、子育て・高齢者支援、防災・防犯、教育、文化

などの町内で実施する公益的な事業で、団体と町が協働で取り組むことにより、具体的な効果や成果が期待できるもの。ただし、町の他の補助金などを受けている事業や、営利事業、政治・宗教活動は対象になりません。詳しくは、配布している「応募の手引き」をご覧ください。

◎募集期間 7月1日（水）～31日（金）

◎応募方法 所定の提案書に、企画書、収支予算書などの必要書類を添えて、行政推進課へ。事前相談も受け付けます。

応募書類は6月15日（月）から行政推進課、文化会館、ラビンプラザ、レディースプラザ、町民活動サポートセンター、町ホームページで配布する予定です。



認知症予防カフェ



防災教室・災害ボランティアコーディネーター養成講座

子育て

児童手当「現況届」は 郵送での提出をお願いします

問 子育て支援課子ども福祉班 ☎(内線) 3365

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

現況届は、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出しない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

支給します。

● **手続き方法** 5月下旬に、現在手当を受けている方へ現況届のお知らせを送付しています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、返送用の封筒を同封していますので、郵送での提出をお願いします。

● **次のような場合は、必ず子育て支援課に届け出を**

● **支給額(月額)**
0歳～3歳未満 1万5千円
3歳～小学生 第1子・第2子は1万円、第3子以降は1万5千円
中学生 1万円

● **所得制限** 所得制限の基準は、年収960万円(夫婦と子供2人の場合)です。制限を超えた場合は、支給額が5千円となります。

● **支給時期** 原則として、毎年2月・6月・10月にそれぞれ前月分までを

・結婚・離婚などにより受給者を変更するとき
・加入している年金の種類を変更するとき
・振込先の口座を変更するとき(口座名義は受給者)
・受給者やお子さんが亡くなったときや別居したとき、町外へ転出するとき
・受給者が公務員になったとき

農業

地域農業の将来(人と農地の問題)に関するアンケート調査

問 農政課農政班 ☎(内線) 3534

町では、農地の集積・集約化を進めるため、平成24年11月に三増地区

全域、平成25年2月に角田字東峰・中曽根・中段・峰・西峰地区を対象

として「人・農地プラン」を作成しました。

しかし、町の農業をめぐる状況は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などにより、厳しいものとなっています。そこで、このプランをより地域の実情を踏まえた内容に見直すため、5年後の農地利用に関するアンケート調査を実施します。

● **実施期間** 6月中旬～7月20日(月)

● **対象地域** 三増地区、角田地区の東峰・中曽根・中段・峰・西峰

● **対象者** 対象地域内において農地を所有または耕作している方

● **調査内容** 氏名、年齢、農業後継者の有無、5年後の農地利用の意向など

● **調査方法** 対象の方にアンケート調査用紙を郵送しますので、返信用封筒で返信してください。

人・農地プランとは

農業を取り巻く状況が厳しくなる中で、人と農地の問題を解決し、持続可能な力強い農業を実現していくための「人と農地の未来の設計図」となるものです。

● **人・農地プランで主に定めること**

・対象地区の現状や課題
・対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
・対象地区で今後農業を担う中心的な農家
・農地の貸し付けなどの意向

● **人・農地プラン策定のメリット**

・地域の農地の集積・集約化が進みます。
・中心的な農家が、融資制度や補助金など、国の支援を受けることができます。

教科書展示会を開催します

町教育委員会では、令和3年度から使用する中学校用教科書の採択に向けて、教科書展示会を開催します。

● **展示期間** 6月1日(月)～26日(金)の平日 午前9時30分～午後5時

● **展示場所** 教育開発センター(役場3階)

☎ 教育開発センター

☎(内線) 3618



制度

情報公開条例・個人情報保護条例
令和元年度の運用状況

総務課総務法制班 ☎(内線) 3216

情報公開条例および個人情報保護

条例に基づき、制度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度

町民参加による一層公正で開かれたまちづくりを推進するため、町が保有している行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

令和元年度の主な請求内容は各種工事などに関するものでした。

行政文書の公開の請求件数 21件

請求に対する決定

- ・文書を公開する旨の決定 14件
- ・文書の一部を公開する旨の決定 7件

※不服申し立ての件数 0件

個人情報保護制度

町が保有する個人情報について、基本的なルールを定めるとともに、本人の求めに応じて町が保有する個人情報の開示や訂正などを行っています。

令和元年度末現在、個人情報を取り扱う674の事務を登録しています。

個人情報の開示の請求件数 8件

請求に対する決定

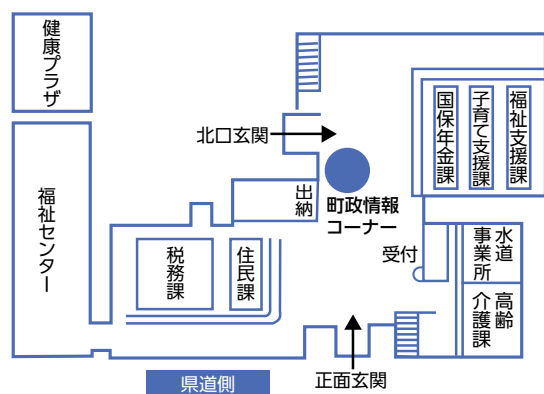
- ・文書を開示する旨の決定 7件
- ・文書の一部を公開する旨の決定 1件

※不服申し立ての件数 0件

町政情報コーナー

役場1階に「町政情報コーナー」を常設しています。このコーナーでは、情報公開制度や個人情報保護制度についての案内・相談・請求の受け付け、町政に関する刊行物や資料の閲覧、販売、コピーサービスなどを行っています。

役場案内図(1階)



弔慰金

戦没者などのご遺族の皆さまへ
第11回特別弔慰金が支給されます

福祉支援課地域福祉班 ☎(内線) 3353

戦後75周年に当たり、今日のわが

国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国

として改めて弔慰の意を表するため、ご遺族に特別弔慰金(毎年5万円を5年分、計25万円の記名国債)

を支給します。

◎対象 戦没者などの死亡当時のご

遺族。令和2年4月1日(基準日)に「恩給法による公務扶助料」「戦

傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(妻や父母

など)がない場合に、次の順番によつて1人に支給します。

①令和2年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰

金の受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの(1)父母(2)孫

(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者などの死亡時に、生計関係を有しているといった要件を満たしているかどうかにより、順番

が入れ替わります。

④①②③以外の戦没者などの三親等内の親族(おい、めいなど)

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有している方に限りません。

◎請求期限 令和5年3月31日(金)

◎請求窓口 福祉支援課地域福祉班

成年被後見人の方
も印鑑登録が
できます

町の印鑑条例を改正し、これまで印鑑登録ができなかった「成年被後見人」の方でも、法定代理人が本人に同行することで、印鑑登録ができるようになりました。

なお、本人が15歳未満の場合や、意思能力がない場合は、これまでどおり印鑑登録ができません。

☎住民課住民窓口班

☎(内線) 3312



子育て

母子・父子家庭などのための給付と助成

問 福祉支援課地域福祉班 ☎(内線) 3353

母子・父子家庭等福祉手当

6月30日(火)までに、担当の民生委員児童委員を通して申請手続きをしてください。

◎対象 次の要件を全て満たす方

- ・配偶者と死別または婚姻を解消、あるいは配偶者の生死が明らかでない
- ・義務教育修了前(中学校卒業前)の児童・生徒と同居し扶養している
- ・4月1日現在、母子または父子として町内に1年以上在住している
- ・所得が一定限度額以下

※内縁の夫または妻がいるなど、事実上婚姻関係と同様の事情にある方は対象となりません。
※父母に代わり児童を養育している祖父または祖母も対象となります。

◎給付額 1世帯当たり年額1万円。扶養する児童が2人以上いる場合、2人目以降は5千円ずつ加算されます。

母子・父子家庭生活援助費

義務教育修了前の児童・生徒と同居し、養育している方で、あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスを利用した方に、利用料金を助成します。

◎助成額 1時間当たり700円(1カ月当たり20時間、1万4千円が上限)

◎申請方法 利用を受けた月の翌月末までに、生活援助費助成請求書により請求してください。

敬老 長寿夫妻へ お祝いの金品をお贈りします

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 3338

結婚後50年または60年を迎えたご夫妻へ、お祝いの金品をお贈りします。

◎対象 令和2年9月15日現在で、この日の6カ月以前から引き続き町に住民登録されている、次に該当す

る方

結婚後50年を迎えたご夫妻 昭和44

年9月16日、昭和45年9月15日に結

婚したご夫妻

結婚後60年を迎えたご夫妻 昭和34

年9月16日、昭和35年9月15日に結

婚したご夫妻

結婚後50年、60年を経過し、まだお

祝いの金品を受けていないご夫妻

※入籍日からの経過年数となります。

◎申請方法 次のものをお持ちの上、高齢介護課へ。

・申請書(高齢介護課にあります)

・戸籍謄本などの、結婚の日または同居の日が確認できる書類(町内に

本籍がある方は不要)

・認め印(町内に本籍がある方のみ)

◎申請期限 7月31日(金)

◎贈呈時期 敬老月間の9月中を予定

金融犯罪による詐欺にご注意を! 被害が多発しています!

詐欺的な投資勧誘

「必ずもうかります」には気をつけよう!

- 電話勧誘などにすぐ応じない
- もうけ話を簡単に信じない
- よく分からない商品には手を出さない

電子マネーを悪用した詐欺

「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺!

- 身に覚えのない請求は無視する
- プリペイドカードの番号は他人に教えない
- トラブルが起きたら、カードの発行会社に連絡する



キャッシュカードを預かり、現金を引き出す詐欺

「キャッシュカードを取りに行きます」は偽物!
公的機関はキャッシュカードを取りに訪問しません

- 他人に暗証番号を教えない
- 他人にキャッシュカードを渡さない

「おかしいな?」と思ったら、警察にご相談を!

厚木警察署 ☎046(223) 0110または110番

警察署以外の相談窓口

住民課住民相談班 ☎(内線) 3319

財務省横浜財務事務所理財課 ☎045(285)0981

保存版

風水害・避難場所マップ

昨年は、台風15号や19号など、強い勢力の台風が数多く上陸し、全国各地で大きな被害が発生しました。

また、近年、狭い地域に長時間にわたって強い雨が降り続ける「線状降水帯」による豪雨なども発生しています。

このような風水害から身を守るためには、早めの避難が重要です。

今回は、土砂災害時と洪水災害時の避難場所を紹介します。

☎危機管理室危機管理班 ☎(内線) 3783



避難所での感染症予防にご協力を！

避難をする前に

避難所の「3密」状態を防ぐため、親戚や友人宅への避難や、水害時には垂直避難（自宅などの2階以上に避難すること）を検討するなど、生命に危険が及ばない範囲で、ご協力をお願いします。

感染症の症状がある場合は

避難所内での新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、強いだるさや息苦しさがあったり、風邪の症状が続いたりしている場合は、まず「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し、指示を受けてください。（詳しくは5ページをご覧ください）

避難所で気を付けることは

避難所では、手洗い、マスクの着用、咳エチケット、ソーシャルディスタンスなど、感染対策を徹底してください。万が一、発熱や咳などの症状が出た場合は、速やかに避難所の従事職員にお伝えください。

感染予防
町の取り組みは

町では、避難所内での感染拡大を防止するため、各避難所へ配布するための次亜塩素酸水を生成する装置や、間仕切り、サージカルマスクといった物品の整備を進めています。

また、避難所での手や指の消毒や、ドアノブなどの消毒、避難している方の体温測定、場内の換気など、感染防止のための環境づくりに努めてまいります。



指定避難所

自宅などが被災した方が、
一定期間生活するための場所です

- | | |
|-----------|-------------|
| A 半原小学校 | F 中津小学校 |
| B 高峰小学校 | G 中津第二小学校 |
| C 県立愛川高校 | H 菅原小学校 |
| D 愛川中原中学校 | I 第1号公園・体育館 |
| E 愛川東中学校 | |

指定緊急避難場所

命を守るために緊急的に避難する場所です

- | | | | |
|-------------------|---------------------|--------------|----------------|
| 1 県立あいかわ公園パークセンター | 16 田代第一町内会事務所【土砂災害】 | 31 上小沢公民館 | 46 二井坂児童館 |
| 2 宮本児童館 | 17 角田児童館 | 32 梅沢公民館 | 47 半縄公民館 |
| 3 半原保育園 | 18 下之街道公民館 | 33 愛川中原中学校 | 48 坂本体育館【土砂災害】 |
| 4 ラビンプラザ【土砂災害】 | 19 峰公民館 | 34 下箕輪公民館 | 49 坂本児童館【土砂災害】 |
| 5 原白児童館 | 20 海底公民館【洪水災害】 | 35 愛川東中学校 | 50 中津南保育園 |
| 6 半原小学校 | 21 高峰小学校 | 36 菅原小学校 | 51 桜台児童館 |
| 7 愛川ソーラー観光広場 | 22 高峰保育園 | 37 上熊坂児童館 | 52 桜台団地公民館 |
| 8 両向児童館 | 23 三増児童館 | 38 上熊坂東公民館 | 53 大塚児童館 |
| 9 県立愛川ふれあいの村グラウンド | 24 上三増公民館【洪水災害】 | 39 中津小学校 | 54 六倉児童館 |
| 10 細野児童館 | 25 金屋公民館 | 40 中津保育園 | 55 中津第二小学校 |
| 11 中細野児童遊園地 | 26 中里公民館 | 41 熊坂児童館 | 56 春日台保育園 |
| 12 田代小学校【土砂災害】 | 27 下宿公民館 | 42 楠公民館 | 57 春日台会館 |
| 13 愛川中学校【洪水災害】 | 28 新宿公民館 | 43 下松台公民館 | |
| 14 田代保育園【土砂災害】 | 29 県立愛川高校 | 44 第1号公園・体育館 | |
| 15 田代児童館【土砂災害】 | 30 小沢児童館【土砂災害】 | 45 八菅山公民館 | |

県央相模川サミットからのお知らせ

広域連携による水害対策に取り組んでいます！

相模川に隣接する6市町村(厚木市、相模原市、座間市、海老名市、愛川町、清川村)で構成する「県央相模川サミット」では、昨年の台風19号を踏まえた水害対策に取り組んでいます。



【県央相模川サミット】
水害対策関連情報
ポータルページ

事前に時系列の行動表(マイ・タイムライン)を作成

台風や大雨が発生した場合には、「早めに避難すること」が大切です。いざというときに慌てないよう、日頃から地域の避難場所・危険箇所の確認や、時系列に沿った行動表(マイ・タイムライン)を作っておきましょう。

- 1 ハザードマップなどを確認し、住んでいる地域の危険箇所を調べましょう。
- 2 風水害による危険が低い避難場所や、避難経路を確認しておきましょう。
- 3 気象情報や河川の水位状況、町からの情報などを収集する手段を確認しておきましょう。

町ホームページで「マイ・タイムライン記入用紙」を配布していますので、ご自身やご家族のマイ・タイムラインを作りましょう。



風水害、避難時はここに注意！

- ◎非常用持ち出し袋に食料・飲料水を！
- ◎テレビやインターネット、スマホアプリなどで天候情報を収集！
- ◎川や用水路には近付かない！
- ◎災害の影響がない親類宅や友人宅への避難も検討！

避難情報をチェック！

●防災行政無線

本年度から、戸別受信機の有償配布を開始します。詳しくはお問い合わせください。

●音声自動応答サービス

防災行政無線の内容を、フリーダイヤルで聞くことができます。☎0120(530)310(通話料無料)

●愛川町メール配信サービス

防災行政無線の内容を、電子メールで受信できます。
<https://www.ikkr.jp/aikawa/>

ご利用ください!

町の助成制度

【住宅に関する助成制度】

熊本地震を教訓に！ 耐震診断・耐震改修工事費用の一部を助成

☎都市施設課都市計画班 ☎(内線)3444

昭和56年6月以前の旧耐震基準で建築された住宅は、熊本地震をはじめとした過去の大震災で大きな被害を受けました。

地震に強い安全なまちづくりのため、耐震診断や耐震改修工事のほか、危険ブロック塀の撤去または生け垣やフェンスに建て替える費用の一部を助成します。

耐震診断、耐震改修工事

◎対象 次の条件を全て満たす住宅

- ・自己所有で自ら居住する住宅や、店舗・事務所などの併用住宅(賃貸住宅と、併用住宅を含む貸店舗は対象外ですが、「愛川町空き家バンク事業」の物件は対象となる場合があります)
- ・昭和56年5月31日以前に在来工法で建てられた2階建て以下の木造住宅(昭和56年6月1日以降に延べ床面積の2分の1を超える増改築を行った住宅は対象外)
- ・耐震診断への補助は、町に登録された耐震診断技術者が行った一般診断であること
- ・耐震改修工事への補助は、耐震診断の結果、上部構造の総合評点が1.0未満となった住宅の工事であること

◎補助金額

耐震診断(一般診断) 費用の2分の1(上限4万円)

耐震改修工事 費用の2分の1(上限50万円)

◎申請方法 建築の際に建築確認を受けた書類・図面など、建築時期が分かるものをお持ちの上、都市施設課へ。これらの書類が見つからない場合でも、お気軽にご相談ください。

危険ブロック塀

◎対象 次の条件を全て満たすブロック塀

- ・道路に面し、道路面からの高さが1メートル以上のコンクリートブロック・パネル、石材で造られた塀、門柱
- ・町が定めるブロック塀点検票により「危険ブロック塀等」と判定されたもの

◎補助金額

撤去の場合 費用の2分の1(上限10万円)

撤去と建て替えの場合 費用の2分の1(上限20万円)

◎申請方法 事前に現地で塀の点検を行いますので、都市施設課へご相談ください。



平成28年熊本地震で倒壊した
建物とブロック塀

耐震・バリアフリー・省エネ改修をした 住宅の固定資産税を減額

☎税務課資産税班 ☎(内線)3280

自己負担額が50万円を超える、耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅が、それぞれの要件を全て満たす場合に、翌年度の固定資産税を減額します。

申請をお考えの方は、必ず工事前にお問い合わせください。

◎申請期限 令和3年3月31日(水)

住宅耐震改修工事

居住部分(1戸当たり120㎡まで)にかかる固定資産税の2分の1を減額します(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2)。

- ①令和2年1月1日～12月31日に行われた改修工事
- ②現行の耐震基準に適合した改修工事
- ③昭和57年1月1日以前に完成していた

バリアフリー改修工事

居住部分(1戸当たり100㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1を減額します。

- ①改修工事の完了時点で、新築日から10年以上経過している
- ②次のいずれかの方が居住している
 - ・65歳以上の方
 - ・要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを持つ方
- ③令和2年1月1日～12月31日に次のいずれかの工事が行われた
 - ・廊下の拡幅
 - ・引き戸への取り換え
 - ・階段の勾配の緩和
 - ・浴室の改良
 - ・便所の改良・手すりの取り付け
 - ・床の段差の解消
 - ・床表面の滑り止め
- ④改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下(賃貸部分を除く)

省エネ改修工事

居住部分(1戸当たり120㎡分まで)にかかる固定資産税の3分の1を減額します(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2)。

- ①平成20年1月1日以前に完成していた
- ②令和2年1月1日～12月31日に次のいずれかの工事が行われた
 - ・窓の断熱改修工事(二重サッシ化など)
 - ・窓の断熱改修工事と併せて行った床や壁、天井の断熱改修工事
- ③改修工事により改修した箇所が、現行の省エネ基準に適合する
- ④改修後の建物の床面積が50㎡以上280㎡以下(賃貸部分を除く)

町では、町民皆さんの暮らしをサポートするため、さまざまな助成制度を設けています。
今回は「住宅に関する助成制度」「高齢の方への助成制度」「家族のための助成制度」を紹介しますので、ぜひご利用ください。
助成には条件などがありますので、詳しい内容は担当課へお問い合わせください。
なお、制度によっては、予算の上限額に達した時点で受け付けを終了する場合があります。

【 家族ための助成制度 】

多世代の定住を応援します 愛川町三世代同居定住支援補助金

企画政策課企画政策班 ☎ (内線) 3233

町内で新たに多世代同居をするために、住宅を取得・改修する場合に、費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

◎補助額

住宅取得補助金

住宅取得費用の2分の1を助成します(上限30万円、千円未満切り捨て)。世帯主または配偶者が40歳未満の子世帯などが転入する場合は、20万円を加算します。

住宅改修補助金

住宅改修費用の2分の1を助成します(上限20万円、千円未満切り捨て)。世帯主または配偶者が40歳未満の子世帯などが転入する場合は、20万円を加算します。

◎主な要件

- ・町内に親・子・孫などの多世代で同居する
- ・新たに同居する世帯の両方または一方が転入または転居する
- ・取得または改修した住宅に、3年以上継続して居住する
- ・対象世帯の全員が、町税を滞納していない

◎申請方法 令和3年3月31日(水)までに、申請書と必要書類を企画政策課へ提出してください。

新婚生活を始めるための費用を助成

子育て支援課子ども福祉班 ☎ (内線) 3362

新生活を支援するため、結婚を機に取得した新たな住宅の購入費や、新規の住宅賃借費用、引っ越し費用の一部を助成します。ご希望の方は、事前にお問い合わせください。

◎対象 次の要件を全て満たす世帯

- ・令和2年3月16日～令和3年3月15日に婚姻届を提出し、町内に住民登録がある
- ・婚姻届が受理された時点で夫婦ともに44歳以下
- ・令和元年分の夫婦の所得の合計額が600万円未満
- ・町税(国民健康保険税を含む)の滞納がない

◎助成額

- ・所得額が340万円未満かつ婚姻時34歳以下の場合は、上限30万円
- ・所得額が340万円以上600万円未満もしくは婚姻時44歳以下の場合は、上限額15万円

◎申請方法 令和3年3月22日(月)までに子育て支援課へ。



【 高齢の方への助成制度 】

新規事業! 高齢者タクシー助成事業

高齢介護課長寿いきがい班 ☎ (内線) 3338

85歳以上の方を対象に、通院や買い物などの外出を支援するため、タクシー利用の助成を新たに始めます。

◎対象 次の要件の全てに該当する方

- 1 令和2年1月1日以前から町に住民登録がある
- 2 令和3年3月31日までに85歳以上になる
- 3 介護保険施設などに入所していない
- 4 町の外出支援を受けていない(「かなちゃん手形」購入費助成など)
- 5 前年度末までの町税を完納している
- 6 町民税の未申告者に該当しない

◎助成額 6千円(500円券×12枚)

◎申請 郵送での申請を予定しています。

詳しくは高齢介護課へ。

◎注意事項

- ・1年度につき1人1回限りの助成です。紛失などによる再助成はできません。
- ・代理申請も可能ですが、税情報を調査しますので、ご本人の承諾印が必要です。



高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」 1年券の購入費を一部助成

高齢介護課長寿いきがい班 ☎ (内線) 3338

◎対象 昭和26年4月1日以前に生まれ、令和2年1月1日以前から町内にお住まいの、町税を完納している方

◎対象の「かなちゃん手形」

券種	神奈中での販売予定期間	有効期間
1年券	6月21日～8月31日	購入日～令和3年6月30日
	9月10日～11月30日	購入日～令和3年9月30日

◎助成額 購入費1万800円のうち6千円分を助成

◎申請 対象となる方のうち、昨年度も利用した方へは案内通知をお送りします。ご希望の場合は申請書を返送してください。新規にご希望の方は、6月22日(月)～11月30日(月)に、認め印をお持ちの上、高齢介護課へ。受け付けは平日の午前8時30分～午後5時。

本年度の「かなちゃん手形」出張販売は、上記の申請を事前に行った方のみが対象となります。**助成の申請と手形販売を同時には行いませんので、ご注意ください。**

◎6月22日(月)・24日(水)・26日(金) 午前9時30分～午後3時 所文化会館ホール

なお、販売日時は指定制となります。助成券をお送りする際に、日時のご案内を同封しますので、ご理解とご協力をお願いします。

〓 もっと住みやすい愛川を目指して… 〓 町の取り組みを紹介します



救命率のさらなる向上を！ AED使用可能施設登録事業

AED（自動体外式除細動器）を設置している町内の事業所などにご協力をいただき、緊急時に一般の方へ貸し出し可能であることを示す「AED 使用可能施設登録マーク」の掲示を行っています。

このマークがあることで、急病人が発生した際にAEDの利用が促進され、救命率のさらなる向上が期待されます。

☎消防課警防班☎（内線）3717



AGC 株式会社相模工場・清水三郎工場長（左）と
岩本消防長



AED使用可能施設
登録マーク

民生委員・児童委員の皆さんのご協力をいただき 高齢者の方々へマスクをお贈りしました

5月12日から、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の一環として、町内に住む「ひとり暮らし高齢者世帯登録制度」に登録している方へ、1世帯当たり5枚のマスクを配布しました。マスクは、町内の事業所などから町へ寄付をいただいたもので、小野澤町長からのメッセージも同封しています。

世帯への配布は民生委員・児童委員の皆さんが担当。委員の皆さんは担当地区の世帯を訪問し、ポスト投函などにより配布を行いました。

☎高齢介護課長寿いきがい班☎（内線）3338



配布の様子



マスクと町長メッセージ

愛川トピックス Aikawa Topics

多くの皆さんから マスクの寄付をいただいています

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町内外の事業所をはじめ、多くの皆さんから町へマスクの寄付をいただいています。

町では、これらのマスクを学校や一人暮らし高齢者の方々へ配布するなど、有効に活用しています。



株式会社牧野フリス
製作所からの寄付



SC相模原からの寄付

※このほかにも、多くの皆さんから寄付をいただいています。

5月8日にスポーツ全国大会等 出場奨励金を交付しました

平本世中さん（専修大学2年・中津）
 第74回国民体育大会（ゴルフ成年男子個人）
 長谷川千尋さん（愛川中学校2年・半原）
 第9回コスモカップ全国大会（新体操）
 田中 麗さん（半原小学校4年・半原）
 第9回コスモカップ全国大会（新体操）
 三浦万依さん（半原小学校3年・半原）
 第9回コスモカップ全国大会（新体操）
 奥園倫太郎さん（県立厚木高校3年・春日台）
 第7回全国高等学校軽音楽コンテスト
 ※学校・学年は出場時のものです。



平本さん



長谷川さん



田中さん



三浦さん

I LOVE 子育て! 子育て74ポケット

これから親になる方、
子育て中の方に役立てていただくための
「子育てヒント」を掲載しています。

問い合わせ
子育て支援センター「あい」(健康プラザ3階)
やさしいこ
☎046(285)8345

肩の力を抜いて♪

子育て中のお父さん・お母さんは、「ちゃんとあれをしなきゃ、これをしなきゃ」とか「何で言うことを聞かないの」とか思いがちです。育児書を見れば「これがいい」「あれがいい」といろいろ書いてあるけれど、それがわが子には当てはまらない。さらには、最近の新型コロナウイルス感染症。イライラやストレスがたまるばかりですね。こんなとき、ちょっと立ち止まってみませんか？

皆さんはいきなり「親」として生まれたわけではなく、20～30年の間「自分」をやってきて、「親」になったばかりです。「いつも正解でなければならない」と思うと、余裕がなくなってきて疲れてしまい、笑顔がなくなってしまいます。

例えば、気持ちがイライラしていて「早く寝てほしいモード」のときに限って、子供が全然寝てくれない、そんな経験はないでしょうか。そんなとき、お父さん・お母さんのイライラを、子供はキャッチしているんです。

でも、お父さん・お母さんが疲れて布団に吸い込まれていったときには、寝かしつけなくても、子供は気持ちがリラックスして、いつの間にかスヤスヤと眠りにについているものです。

本当に必要なのは、「子育て情報」ではなく、お父さん・お母さんの心に余裕を取り戻すことです。親の笑顔をつくりもった子ほど、笑顔の多い子になります。それならば、子供と一緒にたくさん笑ったほうがいいですね。

そうそう、肩の力を抜いて子育てしていきましょう。

子育てサロン(通常サロン)の開所について

ソーシャルディスタンスや換気、消毒に注意を払いながら開所する予定です。開所日は町ホームページでお知らせします。

当面の間、予約制としますので、ご利用の方は電話で申し込みをしてください。また、ご利用の際はマスクの着用をお願いします。

移動子育てサロンの開所について

会場となっているラビンプラザ、レディースプラザが開館となり次第、再開する予定です



ぽかぽかサロン 毎月第4月曜日の午後

発達に心配のあるお子さんが対象の遊び場です。予約が必要です。詳しくはお問い合わせください。

◎日時 6月22日、7月27日 午後1時30分～

※日程などが変更になることがありますので、利用の際にはご確認ください。

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。
正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

6月から、町にお支払いいただく料金の一部が、スマートフォンの決済サービス「PayPay」「LINE Pay」で支払えるようになりました。この料金は、次のうちどれでしょうか。

- ① し尿収集手数料
- ② 町営水道・下水道料金
- ③ 町営住宅使用料

応募方法 町内在住の方で、1人1通に限ります。
答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、
本紙の感想を必ずご記入の上お送りください。
締め切り日 6月8日(月) 郵送の場合は当日消印有効
宛 先 ●はがきの場合
〒243-0392 角田251-1 総務課広報・シティセールス班
●ファックスの場合 046(286)5021
●電子メールの場合 e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp
正解と当選者は7月1日号でお知らせします。

5月1日号の答えと当選者 正解: ②横須賀市 当選者: 中島美希さん、田代 清さん、丸山道男さん

毎年6月は 「食育月間」 です

食育とは、一人一人が生涯を通じて健康な生活を送れるように、自分の食について考える習慣や、さまざまな経験を通じて食に関する知識と、食を選択する力を身につけるための取り組みです。

今回は、小学校給食から食育におすすめのレシピを紹介します。

問 食育については
健康推進課健康づくり班
☎(内線)3342
レシピについては
教育総務課学校教育班
☎(内線)3614

あんかけ焼きそば

給食で人気の献立です。
ご家庭でもぜひ作ってみてください！

◎材料(4人分)

中華蒸し麺…380g
油…大さじ1・小さじ1
豚ひき肉…80g
にんじん…40g
たまねぎ…120g
キャベツ…80g
もやし…100g
干しシイタケ…2g
イカ…40g
小松菜…60g
うずら卵…60g
しょうゆ…大さじ1・1/2
酢…小さじ2/3
スープの素…小さじ2/3
片栗粉…大さじ2

◎作り方

- 1 にんじん、キャベツ、イカは短冊切り、たまねぎは薄切り、干しシイタケは戻して千切りにする。小松菜は下ゆでし、3cmくらいに切っておく。
- 2 中華蒸し麺を、フライパンに油(大さじ1)をひいて焼き色がつくまで炒め、お皿に盛りつけておく。
- 3 フライパンに油(小さじ1)をひいて、豚ひき肉、イカを炒め、色が変わったら1の野菜ともやしを入れてさらに炒める。
- 4 野菜がしんなりしたら、うずら卵を加え、しょうゆ、酢、スープの素で味付けをする。
- 5 水溶き片栗粉でとろみをつける。
- 6 2に5をかけてできあがり！



相談

町民相談 問 住民課住民相談班 ☎(内線)3319

法律相談《完全予約制》	6月5日(金)・18日(木) 午前10時～午後3時 ※7月は3日(金)・16日(木)
司法書士法律相談	6月10日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	6月11日(木) 午後1時～4時
交通事故相談	6月24日(水) 午後1時～4時
不動産相談	6月25日(木) 午後1時～4時
消費生活相談	6月1日・4日・8日・11日・15日・18日・ 22日・25日・29日 午前10時～午後3時
人権・行政こまりごと相談	6月12日(金) 午後1時30分～3時

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、相談方法が変更となる場合があります。

※法律相談は弁護士が対応します。予約は相談日の7日前から受け付けます(その日が祝日の場合は翌開庁日から)。
※法律相談以外は予約優先です(予約がない場合は、当日の受け付けもできます)。
※相談窓口が分からないときなど、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

教育相談 問 教育開発センター ☎046(206)1061

子供も保護者も地域の方も、
一人で悩まないで、まずここに相談

子供や保護者が抱えるさまざまな悩みについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを紹介します。

来所相談

出張相談

電話相談

毎週月曜～金曜(祝日を除く)午前9時～午後4時
相談専用電話(町教育委員会)

☎046(206)1061

愛川町相談ダイヤル「絆」(小・中学生専用)

☎046(285)1400

※来所相談、出張相談をご希望の場合は、まず電話でご相談ください。6月中の出張相談は、役場本庁舎で行います。

在宅医療相談 厚木医師会在宅医療相談室 ル リアン ☎046(240)0393

専門医や訪問介護など、
在宅医療に関する電話相談 毎週月曜～金曜(祝日を除く) 午前9時～午後5時

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載されているイベントなどが中止・延期・内容変更となる場合があります。最新の情報は、町ホームページをご覧ください。

施設ガイド

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

◎予約できるスポーツ施設

田代運動公園、三増公園（テニスコートのみ）、第1号公園体育館、中津工業団地第1号公園、中津工業団地第2号公園、坂本運動場、坂本体育館、志田運動場、小沢ソフットボール場

※厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。

今月の抽選予約 9月利用分

抽選結果 7月2日(木)

当選者は7月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

問 スポーツ・文化振興課

☎(内線) 3632

スポーツ施設予約システム リニューアルのお知らせ

スポーツ施設予約システムがリニューアルされました。施設の抽選申し込み・予約をする場合には、新システムへの登録が必要です。また、旧システム(マイタウン

クラブ)のサービスは、5月末で終了となりましたので、マイタウンクラブカードは各自で破棄してください。

◎新システムの登録方法

①インターネットで新システム (<https://www.shisetsu.net/yoyaku>)にアクセスし、画面右上の「利用者仮登録はこちら」を押してください。

②画面に従い、必要事項を入力してください(利用区分は「個人」を選択)。

③ログインIDをメモなどで記録してください。仮登録をせずに、直接本登録をすることもできますが、仮登録のログインIDを窓口で伝え、本登録をスムーズにすることができます。

④スポーツ・文化振興課、第1号公園体育館、田代運動公園または三増公園の窓口で、本登録をしてください。物 本人確認書類(運転免許証など)、厚木市・愛川町・清川村に在学・在勤の方は社員証・学生証

◎予約のキャンセルについて

無断や利用日の6日前を過ぎからのキャンセルを繰り返すと、30日間予約ができなくなることがあります。

問 スポーツ・文化振興課

☎(内線) 3633

がんばれ!
SC相模原

SC相模原
広報担当
ガミティ



ガミティ・レポート

ガミティだよ! みんな元気ですか?

僕たちのクラブには自分たちの練習施設がないから、緊急事態宣言が出ているときは、みんなと同じ「ステイホーム」をしています。選手たちは「今までのサッカー人生で、けが以外でこんなに長くボールを蹴らなかったことはない!」って、SNSやネット配信で言ってたよ。自宅では、筋トレや細かいルールの勉強をしているんだって!

今は、やれることをやる期間。みんなで「ステイホーム」しよう!

<https://www.scsagamihara.com/>



6月7日(日)～6月13日(土)は危険物安全週間です

危険物災害の防止と、危険物取り扱いの安全を確保するために、危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進する「危険物安全週間」を実施します。

全国的に、危険物の取り扱いに関わる事故などが多く発生しています。原因の多くは、「慣れ」や「油断」による誤った取り扱いや、「うっかりミス」などの人的要因が占めています。

令和2年度危険物安全週間推進標語

訓練で 確かな信頼 積み重ね

身近な危険物

私たちの身のまわりには、ガソリン・灯油などの燃料や、塗料、エアゾール製品など、数多くの危険物があります。

身近にある製品でも、注意書きなどをよく読み、正しく安全に使いましょう。また、セルフ式のガソリンスタンドで、顧客自らがガソリン携行缶に燃料を入れることは禁止されています。

危険物を取り扱うときには、もう一度安全を確認しましょう。

☎消防課予防班☎(内線)3716

樹木の枝などが道路に張り出している方、枝などが道路に張り出さないよう、適切な管理にご協力ください。土地を所有または管理している方は、道路に樹木の枝などが張り出していると、車両や歩行者の通行の妨げになり、事故の原因にもなります。

薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」

6月26日(金)は「国際麻薬乱用撲滅デー」です。薬物乱用は、本人の体や精神をむしばむだけでなく、社会の安全や安定を脅かします。薬物乱用の防止にご協力ください。

●薬物乱用とは

社会のルールから外れた目的や方法で薬物を使うことです。覚醒剤などの違法な薬物は、たとえ1回だけの使用であっても「乱用」になり、また「犯罪」になります。

●薬物乱用はなぜ怖い？

薬物を乱用すると、人間にとって最も大切な脳が侵されてしまいます。また、依存症を引き起こし、幻覚や妄想、錯乱、人格の喪失、知能の低下など精神障がいが発症させます。そして、一度ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。さらに、薬物を手に入れるための窃盗、傷害などの犯罪につながり、家族や周囲の方を悲しめることになります。

お知らせ

休日納税・相談窓口

町県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 6月27日(土)・28日(日)午前8時30分～午後5時 所 役場1階税務課

今月の納税・納付期限

【町県民税】第1期分・全期前納分

【国民健康保険税】第1期分・全期前納分

【介護保険料】第1期分

納期限は、6月30日(火)です。

保健師から一言

【乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を 起こさないために】

「乳幼児揺さぶられ症候群(Shaken Baby Syndrome)」は、首の筋肉が未発達な乳幼児が激しく揺さぶられ、脳に損傷を受けた結果、重大な障がいを負ったり、場合によっては、命を落とすこともある状態です。

これは、赤ちゃんを無理に泣きやませようと、激しく揺さぶることなどによって引き起こされます。

赤ちゃんは何の問題もないときでも、理由なく泣くことがあります。生後1～2カ月ごろにピークとなり、その後は成長とともに治まることが多いとされています。この赤ちゃんの「泣き」の特徴を理解しておくことが、毎日の子育ての中ではとても大切です。

赤ちゃんが泣いて困ったら……

ポイント1 まずはこれ

①授乳する②おむつを替える③衣

類・布団を調節する④いつもと違う様子がないかチェック

ポイント2 できればトライ

①抱っこして、ゆったりしたリズムでゆらゆら②赤ちゃんに話しかける③散歩に出掛けて気分転換

それでも泣きやまないでイライラしてしまったら……

何をやっても赤ちゃんが泣きやまないと、誰でもイライラしてしまいます。そんなときは、自分が落ち着くために、行動を工夫しましょう。

・赤ちゃんを安全なところでお向けに寝かせ、いったん少しだけ離れてみましょう。

・深呼吸をして、誰かと言葉を交わしたり、好きな音楽を聞いたり、お茶を飲んだりしてリラックスしましょう。

SBSを防ぐために……

・赤ちゃんに泣かれてイライラするのは誰でも一緒です。無理に泣きやませようと、激しく揺さぶらないでください！

・泣き声が周囲に聞こえないようにと、赤ちゃんの口をふさがないでください！

・赤ちゃんの「泣き」の特徴と、「激しく揺さぶってはいけないこと」を、赤ちゃんのお世話をする全ての人に知ってもらいましょう！

・ご近所にも、赤ちゃんの「泣き」の特徴を知ってもらいましょう！

赤ちゃんの対応に困ったら一人で抱え込まず、「妊娠・出産・子育て相談(健康プラザ)」にご相談ください。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、掲載されているイベントなどが中止・延期・内容変更となる場合があります。



保健ガイド

お問い合わせは健康推進課へ
☎(内線)3341

あいかわ

リフレッシュ健康体操講座

町のオリジナルの「あいかわリフレッシュ体操」やストレッチで、健康づくりをしませんか。

日 7月22日(水)午前9時30分～11時
所 健康プラザ 人 町内在住で、医師から運動制限をされていない方(当日の健康チェックで血圧が高い場合などは、見学参加) 師 健康運動指導士 高垣茂子さん 物 運動ができる服装、室外用運動靴、飲み物 申 登録制ですので、7月15日(水)までに健康推進課へ(本年度内に既に登録した方は、再度申し込む必要はありません)

乳幼児健康診査・歯科保健指導の振り替え日程

新型コロナウイルス感染症の影響により延期していた、乳幼児健康診査と歯科保健指導の振り替え日程をお知らせします。対象の方には、振替日の約2週間前までに、必要書類をお送りします。受付時間や持ち物は、書類でご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況次第では、開催を再度中止とする場合があります。その際は、通知と町ホームページでお知らせします。

元の健診日	健診名	対象	振替日
3月26日(木)	むし歯予防教室	平成31年2月生まれ	6月4日(木)
	2歳児歯科	平成30年2月生まれ 平成29年8月生まれ	
4月14日(火)	3歳6カ月児	平成28年9月生まれ	6月2日(火)
4月22日(水)	1歳6カ月児	平成30年9月生まれ	6月10日(水)
4月23日(木)	むし歯予防教室	平成31年3月生まれ	6月11日(木)
	2歳児歯科	平成30年3月生まれ 平成29年9月生まれ	
5月19日(火)	3歳6カ月児	平成28年10月生まれ	6月16日(火)
5月27日(水)	1歳6カ月児	平成30年10月生まれ	7月8日(水)
5月28日(木)	むし歯予防教室	平成31年4月生まれ	6月18日(木)
	2歳児歯科	平成30年4月生まれ 平成29年10月生まれ	

※4カ月児・10カ月児健康診査は、6月1日から医療機関での個別健康診査へ変更になります。対象の方には必要書類をお送りします。協力医療機関や持ち物などは書類でご確認ください。

※6月9日(火)の3歳6カ月児健康診査(平成28年11月生まれ)と、6月24日(水)の1歳6カ月児健康診査(平成30年11月生まれ)は、通常どおり開催します。

子宮頸がん・乳がんの無料検診

一定年齢の女性を対象として、がん検診の無料クーポン券と検診手帳を6月下旬にお送りします。

◎子宮頸がん検診

人 昭和60年4月1日～平成13年3月31日生まれの女性 他 集団検診または医療機関検診

◎乳がん検診(マンモグラフィー)

人 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生まれの女性 他 集団検診

がん検診の受診券をお送りします

がん集団検診を申し込んだ方へ、7月中旬に受診券、問診票、便の検査容器(大腸がんのみ)をお送りします。乳がん集団検診(マンモグラフィー併用)を申し込んだ方には、11月上旬に別途、受診券と問診票をお送りします。

医療機関検診(乳・子宮・前立腺・口腔がん)の対象となる方には、7月上旬に受診券をお送りしますので、申し込みの必要はありません。医療機関でがん検診の受診を希望する方は、事前に健康推進課へお申し込みください。

乳幼児健康診査

対象の方には6月下旬に必要書類を送付しますので、届かない場合はご連絡ください。受付時間などは通知でご確認ください。

所 健康プラザ2階健診室

対象	期日	持ち物
1歳6カ月児 (平成30年12月生まれ)	7月22日 (水)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラシ、 バスタオル
3歳6カ月児 (平成28年12月生まれ)	7月14日 (火)	母子健康手帳、 問診票、歯ブラシ、 バスタオル、当日 の朝の尿、視力・ 聴力の調査票(記入済みのもの)

お子さんの歯科保健指導

日 6月25日(木) 所 健康プラザ2階健診室 物 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、バスタオル 他 2歳児歯科健診では、身長・体重測定も行います。対象者には6月上旬に必要書類をお送りしますので、届かない場合はご連絡ください。育児について心配事のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

歯科保健指導	対象	時間
むし歯予防教室	令和元年5月生まれ	通知でご確認ください
2歳児歯科健診	平成30年5月生まれ 平成29年11月生まれ	





2020/令和2年

6 June

あいかわカレンダー

1 (月) 消費生活相談
2 (火) 議会本会議(1日目)
3 (水)
4 (木) 議会本会議(2日目)/消費生活相談
5 (金) 法律相談
6 (土)
7 (日) 当番医: 石井医院
8 (月) 消費生活相談
9 (火) 3歳6カ月児健康診査
10 (水) 司法書士法律相談
11 (木) 行政書士相談/消費生活相談
12 (金) 議会本会議(3日目)/人権・行政こまりと相談
13 (土)
14 (日) 当番医: 愛川北部病院
15 (月) 消費生活相談
16 (火)

17 (水)
18 (木) 法律相談/消費生活相談
19 (金)
20 (土)
21 (日) 当番医: 愛川北部病院
22 (月) 消費生活相談
23 (火)
24 (水) 交通事故相談/1歳6カ月児健康診査
25 (木) 不動産相談/消費生活相談/むし歯予防教室/
2歳児歯科健診
26 (金)
27 (土) 休日納税・相談窓口
28 (日) 休日納税・相談窓口/当番医: 愛川北部病院
29 (月) 消費生活相談
30 (火)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、内容が変更となる場合があります。

今月の日曜・祝日当番医

【診療時間】

午前9時～11時30分

午後2時～4時30分

7日 石井医院 ☎ 046(281)2105 半原 2266-1

14日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121 角田 281-1

21日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121 角田 281-1

28日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121 角田 281-1

その他の休日(昼間・夜間)、平日(夜間)の救急診療
厚木市休日夜間急患診療所(厚木市メジカルセンター)
☎ 046(297)5199 厚木市水引 1-16-45

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。